

経済産業省

20230816資第2号
令和5年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2023年8月16日

関西電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発 第 10 号
2023 年 8 月 16 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

関西電力株式会社
執行役社長 森 望

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

2023 年台風第 7 号に伴う災害により、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市および兵庫県美方郡香美町に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年 8 月 14 日以降、台風第 7 号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申し出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの 2023 年 7 月分※、8 月分、9 月分および 10 月分の電気料金の支払期日を 1 ヶ月間延長する。
※ 支払期日の延長は、支払期日が 2023 年 8 月 14 日以降となるものに限る。
（実施期間満了日：2023 年 12 月 [満了日は検針日ごとに相違]）
2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除する。
3. 従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備の一部が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、2024 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

以 上

災害救助法が適用された地域

（京都府）福知山市、舞鶴市、綾部市
（兵庫県）美方郡香美町

隣接する地域

（京都府）与謝郡与謝野町、宮津市、船井郡京丹波町、南丹市
（兵庫県）豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、養父市、美方郡新温泉町
（福井県）大飯郡高浜町、大飯郡おおい町

別添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2023 年台風第 7 号に伴う災害により、京都府福知山市、舞鶴市、綾部市および兵庫県美方郡香美町に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年 8 月 14 日以降、台風第 7 号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において平成 26 年改正法附則第 16 条 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された地域

（京都府）福知山市、舞鶴市、綾部市

（兵庫県）美方郡香美町

隣接する地域

（京都府）与謝郡与謝野町、宮津市、船井郡京丹波町、南丹市

（兵庫県）豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、養父市、美方郡新温泉町

（福井県）大飯郡高浜町、大飯郡おおい町

以 上

電気特定小売供給約款以外 の供給条件認可申請書

2023年8月16日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 運 第 1 0 5 号
2 0 2 3 年 8 月 1 6 日

経済産業大臣
西 村 康 稔 殿

広島県広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	「料金その他の供給条件の内容」 の各項によります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

２０２３年台風第７号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県鳥取市および東伯郡三朝町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（２０２３年台風第７号により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気特定小売供給約款（２０２３年５月１９日認可。以下「電気特定小売供給約款」という。当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は変更後の電気特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- １．被災されたお客さまの２０２３年７月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限る）、２０２３年８月、９月および１０月料金計算分の電気料金の支払期日を各々１カ月間延長する。
- ２．被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から６カ月に限り、電気料金を免除する。
- ３．電気特定小売供給約款の従量電灯Ｂ、臨時電灯Ｃ、公衆街路灯Ｃ、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となったものについては、２０２４年２月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

添 付 書 類

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2023年台風第7号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県鳥取市および東伯郡三朝町に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2023年台風第7号により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

記

- ・ 災害救助法適用地域
（鳥取県）鳥取市、東伯郡三朝町
- ・ 上記災害救助法適用地域に隣接する地域
（鳥取県）倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、
東伯郡湯梨浜町
（岡山県）津山市、真庭市、苫田郡鏡野町

以 上

経済産業省

20230816資第2号

令和5年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

2023 年 8 月 16 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 6 号

2023 年 8 月 16 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 白銀 隆之

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2023年台風第7号による災害により、多大な被害が生じたため、当社供給区域内の一部に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023年8月14日以降、2023年台風第7号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年7月（支払期日が2023年8月14日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2023年1月27日付認可。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2023年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送

電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2024年3月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款68（一般供給設備の工事費負担金）、69（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、70（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）および71（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2024年2月末日）

- 4 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2024年2月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款74（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2024年2月末日）

- 5 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2024年2月末日までの間は、その使用不能設備に相

当する接続送電サービス料金の基本料金，臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2024 年 2 月末日）

- 6 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2024 年 2 月末日までに行なった場合で，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送供給等約款 61（引込線の接続），62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2024 年 2 月末日）

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送供給等約款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2023 年台風第 7 号による災害により，多大な被害が生じたため，当社供給区域内の一部に災害救助法が適用されました。

このため，当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年8月14日以降，2023年台風第 7 号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について，電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき，託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村および隣接市町村

（京都府）福知山市，舞鶴市，綾部市，宮津市，与謝郡与謝野町，

船井郡京丹波町，南丹市

（兵庫県）美方郡香美町，豊岡市，朝来市，丹波市，丹波篠山市，養父市，

美方郡新温泉町

（福井県）大飯郡おおい町，大飯郡高浜町

以 上

託送供給等特例認可申請書

2023 年 8 月 16 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

ネ サ 運 第 1 4 7 号
2 0 2 3 年 8 月 16 日

経済産業大臣
西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住所		同上	
	受給	受電場所	同上	
	場所	供給場所	同上	
供給電力			同上	
供給電圧			同上	
電気方式及び周波数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2023 年台風第 7 号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県鳥取市および東伯郡三朝町に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年台風第 7 号に伴う災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、託送供給等約款（2023 年 1 月 27 日認可。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の 2023 年 7 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、8 月、9 月および 10 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 2 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 2 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、2024 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2024 年 2 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2023年台風第7号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県鳥取市および東伯郡三朝町に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023年台風第7号に伴う災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

鳥取県：鳥取市、東伯郡三朝町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

鳥取県：倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、
東伯郡湯梨浜町

岡山県：津山市、真庭市、苫田郡鏡野町

以 上

経済産業省

20230816資第2号
令和5年8月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2023 年 8 月 16 日

関西電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

関送企発 第7号

2023年8月16日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 白銀 隆之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2023年台風第7号による災害により、多大な被害が生じたため、当社供給区域内の一部に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023年8月14日以降、2023年台風第7号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの2023年7月（支払期日が2023年8月14日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を、電気最終保障供給約款（2023年2月24日付届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。）25（料金の支払義務）および26（料金の支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2023年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款16（最終保障電力）および17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2024年3月〔満了日は検針日等により相違〕）

3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2024年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款50（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の負荷設備または契約電力をこえないこと。

（有効期間満了日：2024年2月末日）

4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、契約使用期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2024年2月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款50（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2024年2月末日）

5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款16（最終保障電力）および17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2024年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（有効期間満了日：2024年2月末日）

6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを2024年2月末日までに行なった場合で、

かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 49（供給方法，工事および施設）の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2024 年 2 月末日）

- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については，最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

2023 年台風第 7 号による災害により、多大な被害が生じたため、当社供給区域内の一部に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年8月14日以降、2023年台風第 7 号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村および隣接市町村

（京都府）福知山市，舞鶴市，綾部市，宮津市，与謝郡与謝野町，

船井郡京丹波町，南丹市

（兵庫県）美方郡香美町，豊岡市，朝来市，丹波市，丹波篠山市，養父市，

美方郡新温泉町

（福井県）大飯郡おおい町，大飯郡高浜町

以 上

最終保障供給特例承認申請書

2023 年 8 月 16 日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

ネ サ 運 第 1 4 8 号

2 0 2 3 年 8 月 16 日

経済産業大臣

西 村 康 稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2023 年台風第 7 号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県鳥取市および東伯郡三朝町に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年台風第 7 号に伴う災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる最終保障供給について、被災されたお客さまから申出があった場合には、電気最終保障供給約款（2023 年 3 月 9 日届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの 2023 年 7 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、8 月、9 月および 10 月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々 1 か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 2 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - （1）需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - （2）契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が 1 年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが 2024 年 2 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
5. 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2024 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を

免除する。

6. お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを 2024 年 2 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

2023 年台風第 7 号に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県鳥取市および東伯郡三朝町に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023 年台風第 7 号に伴う災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

鳥取県：鳥取市、東伯郡三朝町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

鳥取県：倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、
東伯郡湯梨浜町

岡山県：津山市、真庭市、苫田郡鏡野町

以 上

経 済 産 業 省

20230817電委第1号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年8月17日付け20230816資第2号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230817電委第3号
令和5年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和5年8月17日付け20230816資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20230817電委第2号
令和5年8月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和5年8月17日付け20230816資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。